

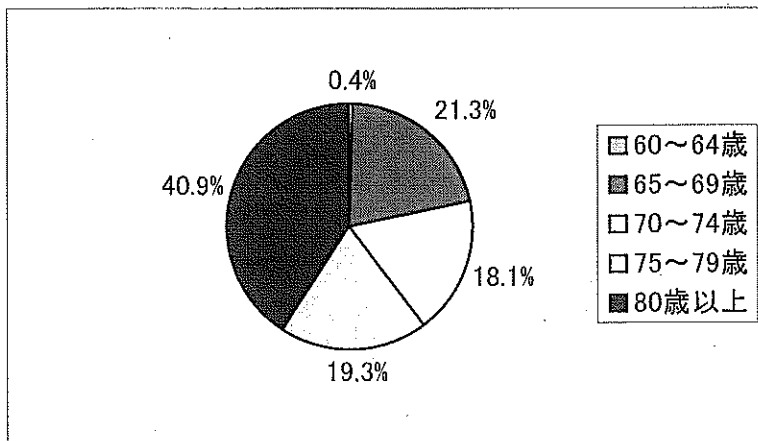
【提案・要望の具体的内容】

- 1 被爆者の高齢化に伴い要介護者が増加しているので、保健医療福祉事業を充実すること
 - (1) 原爆症認定制度については、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者の立場に立ち、早急にその在り方について検討を加え、必要な措置を講じること
また、原爆症の認定審査については、より一層の迅速化を図ること
 - (2) 被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているので、健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 援護対策における所得制限を撤廃すること及び介護保険等利用助成に係る助成対象サービスの拡大と地方負担の改善を図ること
 - (4) 原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること
 - (5) 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
 - (6) 被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講ずること
- 2 在外被爆者援護については、居住国における実情に即した援護措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
- 4 長崎が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断にがん検診を追加するなど内容の充実を図ること
また、被爆二世に係る健康状況や対象者数等の実態調査を、国において実施すること
- 7 被爆体験者支援事業の充実を図ること

被爆者の年齢区分

(平成23年3月31日現在 単位：人、%)

総数	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
57,451	248	12,228	10,401	11,074	23,500
100.00%	0.43%	21.28%	18.10%	19.28%	40.91%



※ H24.4で時点修正予定

【1 保健医療福祉事業について】

◆原爆症認定について

○被爆者援護法の趣旨とは

被爆者援護法の前文において、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、」と特殊性が明記されています。

○被爆者の立場に立ち、その在り方について検討を加えるとは

原爆症認定制度については、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」において検討が行われているところですが、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、被爆者救済の立場に立った制度となるよう、早急に措置を講じていただくよう望みます。また、より一層の速やかな審査が実施されるよう望みます。

◆健康診断について

○被爆者の高齢化に伴う健康診断の重要性とは

平成22年度末の被爆者の平均年齢は77.98歳と高齢になってきており、被爆の影響によりガンなどの疾病の発生率が高く、早期発見のための健康診断の重要性が増しています。

○健康診断内容等の充実とは

被爆者健康診断の一般検査項目について、血糖検査、脂質検査などを追加して高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただくよう望みます。

◆援護対策について

○援護対策における所得制限の撤廃とは

訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限の撤廃を要望します。

現在、所得制限により、利用制限が行われているため、制限に掛かった被爆者が訪問介護を利用する場合は、1割の自己負担が生じています。

○介護保険等利用助成に係る助成対象サービスと地方負担の改善とは

すべての介護保険サービスについて、利用料の自己負担に対する助成を望みます。また、介護保険等利用助成に係る国庫補助は、予算補助であり、補助率は国費5割です。残りは地方が負担しているため、全額国庫補助としていただくよう望みます。

◆施設・設備整備について

○被爆者関係施設の施設・設備整備における、より一層の助成措置とは

原爆被爆者健康管理施設の施設整備に対する助成措置を講じていただくよう望みます。

◆原子爆弾小頭症について

○生活実態の十分な把握とは

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから重い障害に苦しみ続けています。さらに、高齢化や親の死亡により安心した生活を営むことが困難となってきました。

ついては、生活環境、経済環境、健康状況等についての調査を行うよう望みます。

○被爆者相談事業の拡充とは

定期的な訪問相談の実施や各種関係機関との密接な連携等、よりきめ細かな対応が可能となるよう被爆者相談事業の拡充を望みます。

○実態に即した支援とは

成年後見制度等の利用に係る支援制度や、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る自己負担への助成制度の創設を望みます。

◆地方負担について

○被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担とは

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっています。

また、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、他市町に比べて負担額が多額となっています。

○その改善措置とは

老人医療費の地方負担解消のために創設されている現行の補助制度（老人保健事業推進費等補助金）の継続、充実を望みます。

【2 在外被爆者援護について】

○居住国における実情に即した援護措置とは

世界各国の医療保険制度の相違により、国内の被爆者に比べて十分な医療が受けられていない実情があります。ついては、在外被爆者の健康診断や医療に要する費用の支給について、早急に必要な措置を講じていただくよう望みます。

【3 調査研究の推進について】

◆遺伝的影響について

○原爆被爆による被災調査とは

広島市、長崎市において実施している原爆被爆者動態調査は、被爆地として有意義な調査であり今後とも十分な助成を望みます。

○被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進とは

(財)放射線影響研究所において、平成19年度以降中断していた被爆二世の健康影響調査が再開されましたが、今後とも同調査の更なる充実が図られるよう望みます。

◆啓発活動について

○被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進することとは

被爆影響に関する調査研究の結果について平易な表現で正確に国民に公表し国民の理解を促すこと、並びに原爆写真展の開催等被爆の実相についての啓発事業に対する助成を望みます。

【4 長崎が行う放射線被曝(爆)者医療国際協力事業について】

○事業への助成措置とは

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被災者救済のため、長崎が有する被爆者治療の実績及び放射線被害に関する調査研究の成果をこれらのヒバクシャの医療に有効に生かしてもらえよう、国外からの医師等の受け入れ研修及びヒバクシャ医療に関する専門図書等の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療を通じ長崎から世界への貢献と国際協力の推進に寄与しています。これまで長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、是非、国からの助成措置を望みます。

【5 弔意事業について】

○原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集とは

国による原爆死没者の慰霊のための国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営経費等が削減されているため、これ以上の削減を行わないよう要望します。また、原爆死没者の関係資料の収集に努めていただくよう望みます。

【6 被爆二世について】

○被爆二世の健康診断内容の充実とは

被爆二世については、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきていることから、以下のことを望みます。

ア受診人員に対応できる予算措置

イ健康診断の内容等の充実

a がん検診(6項目)の追加

b 委託単価の改善

c 受診者に対する交通費の支給

d 健康診断結果の集計の公表

【7 被爆体験者支援事業について】

○被爆体験者支援事業の充実とは

被爆体験者は高齢化しており、継続的な支援が必要であることから、以下のことを望みます。

ア事業予算の確保

イ更新手続きの簡素化

ウ県外居住の被爆体験者への科学的検証の検討と実施

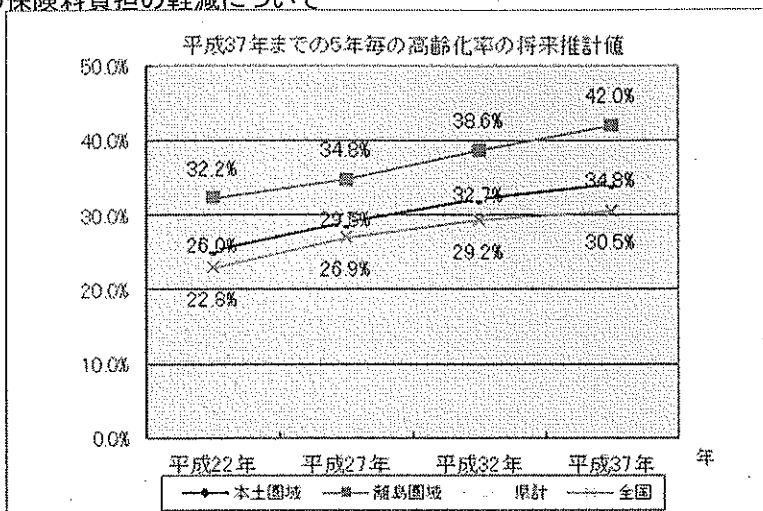
42 介護保険制度における施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しによる保険料負担の軽減を図ること
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
 - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること

○保険料負担の軽減について



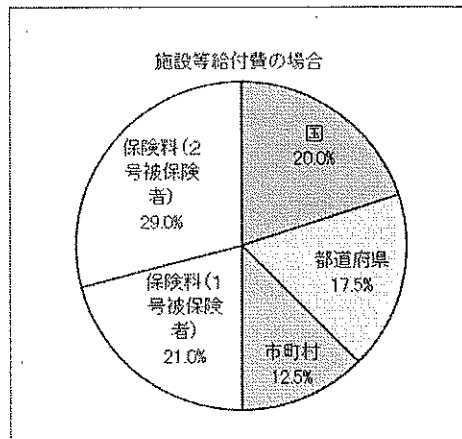
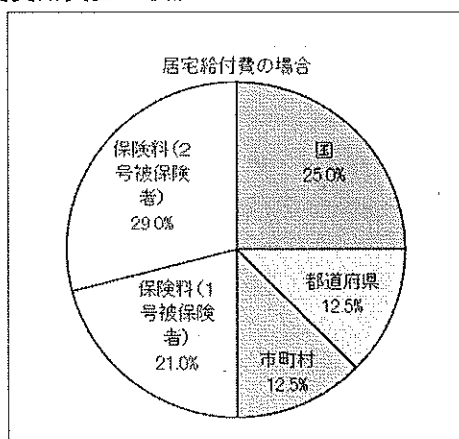
○第5期(H24~26)保険料基準額 ＜都道府県の状況(高い順)＞

順位	都道府県名	保険料基準額
1	沖縄県	5,880円
2	新潟県	5,634円
3	石川県	5,546円
4	富山県	5,513円
5	和歌山県	5,501円
6	青森県	5,491円
7	長崎県	5,421円
}		
47	栃木県	4,409円
全国平均		4,972円

＜保険者等の将来予測＞

★現在でも保険料が全国でも高い水準となっており、高齢化進展の対策として、介護サービスの拡充や介護施設の整備等を行えば、公費負担の増大や更なる介護保険料の上昇が見込まれることから、現行の費用負担割合では被保険者の負担が増大し、保険者の介護保険財政の破綻を招く恐れが予測される。

＜現在の公費費用負担の状況＞



○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 ＜離島加算制度と軽減事業の対比＞

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人等のみ
利用者負担	介護報酬(加算前)の11.5%	介護報酬(加算前)の10.35%

【1 保険料負担の軽減について】

- 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げとは
介護給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。
また保険料負担として第1号被保険者分が21%、第2号被保険者分が29%となっています。
このうちの国負担分である25%（施設等給付費20%）の割合を引き上げていただくことを望みます。
- 費用負担の抜本的な見直しとは
本県においては、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。今後も保険給付費の増加が予測されることから、現行の負担割合では被保険者の負担能力を超えた介護保険料が賦課されることとなり、保険料未納額が増大し、介護保険財政の破綻を招く恐れもあります。そのため、前述の国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者の負担を軽減していただくことを望みます。

【2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について】

- 軽減制度の対象とは
離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を提供した場合に事業者を支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。このために、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」がありますが、その対象となる事業は訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業だけとなっております。
- 現行の加算制度全てを網羅するよう拡大とは
「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象を訪問入浴介護事業及び訪問看護事業にも拡大していただくことを望みます。
- 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大とは
「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象者は市町村民税非課税者のみであり、対象となる事業所も社会福祉法人等が運営する事業所のみです。
また、軽減事業の対象となったとしても、利用者の負担は、本来の1割負担を超えるものであり、本土の利用者との格差は解消されません。
よって、この格差を完全に解消するために、対象者及び対象事業者を全ての利用者、全ての事業者とし、更に本土と比較した場合の超過負担額全てを軽減の対象としていただくことを望みます。